

# 3月15日が過ぎても **所得税の申告と違い** 住民税の還付申告はできます

**税金が戻って  
喜ばれています**



**20万円も戻ってびっくら!!**

平成24年からは、公的年金受給者は、年間収入四百万円以下で、年金以外の所得が、年間20万円以下の方は、所得税の確定申告が不要となりました。

ただし、申告をすることにより、所得税や住民税が還付されることがあります。

特に過去、企業や公立学校に務めていた方・公務員の方などは、税金が還付されるケースが多いことがありますので、気になる方は、一度ご相談ください。

申告は、所得税・住民税とも、過去五年分の還付が可能です。住民税については申告しなければ還付はありませんし、申告そのものが国民の大切な権利です。

ぜひ、まずはお気軽に、お電話・ファックスでご相談ください。

三年前に夫が亡くなり、ずっと申告はしませんでした。相談すると、夫が亡くなった年には夫が私の扶養となり、それ以後は私に、「寡婦控除」が適用され、三年間で所得税と住民税で20万円も戻ることになりました。

でも、本当なら市役所から、「あなたは税金が●万円戻りますから申告してください」と連絡をいただければ、もっとよかったのと思っています。

## こうした条件の人はぜひ、ご相談ください

- ①国保料、後期高齢者保険料を年金から源泉徴収ではなく、口座振替で支払っている人。生命保険の保険料を払っている人。
- ②医療費の負担が家族の分を含め、所得の5%相当額を超える人。
- ③夫と死別した場合。その年の税金は還付の対象になります。翌年以降の分は寡婦の申請をしていなければ還付される可能性が高くなります。年金額が245万円以下なら住民税はかかりません。
- ④政党への寄付は住民税の還付の対象にはなりませんが、所得税は戻ってきます。

必ずしもすべての人が還付を受けられるわけではありませんので、あらかじめご了解ください。

**これ以外にも税金が戻る条件はたくさんあります。まずは下記にご相談ください。**

**日本共産党  
釧根地区委員会**

**TEL22-6121**

釧路市住之江町10-1 FAX25-4792



ぜひお気軽に  
ご相談ください

こんな方も  
いらっしやいました

24年から年金の人は申告しなくてもよくなりましたので申告をしなくなりませんでした。国保料は毎年34万円払っていましたが、国保料が税金の控除の対象なのを知って申告したところ、三年間で所得税14万円、住民税が20万円戻ってきました。